

中部地域サプライチェーンにおける生産性向上に向けた
事業承継推進事業

公募要領

2020年7月

プッシュ型事業承継支援高度化事業 全国事務局

中部地域サプライチェーンにおける生産性向上に向けた事業承継推進事業

公募要領

プッシュ型事業承継支援高度化事業全国事務局では、「中部地域サプライチェーンにおける生産性向上に向けた事業承継推進事業」を、以下の要領で募集する。

■目的

我が国の中小企業等を取り巻く状況は、新型コロナウイルスの影響拡大により、資金繰り及び業績が悪化する中小企業等が相次ぐ中、経営者の高齢化に伴い、後継者不在等のため、廃業に追い込まれる企業の急増が懸念される所であり、地域における経済や雇用への悪影響、サプライチェーンの著しい機能低下に繋がるなど、地域サプライチェーンを取り巻く中小企業等の円滑な事業承継・事業継続が、これまで以上に急務な状況となっている。

また、中部地域は、全国的にも製造業が特に多く集積している地域であり、サプライチェーンを維持・強化し、今後も、強いものづくり産業の存続を図るためには、サプライチェーンを支える中小企業等の円滑な事業承継・事業継続は、当地域のサプライチェーンにおける喫緊の課題である。

昨年度事業においては、発注側企業による受注側企業に対する事業承継支援を主題として、フォーラム等を実施したところであり、本年度においては、受注側企業自身による事業承継を契機と捉えた生産性向上に向けた取組の推進を主題としたフォーラム等を実施することで、新型コロナウイルスの影響拡大により、厳しい経営環境下にある中部地域サプライチェーンの維持・強化に繋げていくことを目的とする。

■全体概要

中部地域サプライチェーンにおける受注側企業である中小製造業等を対象に、事業承継を契機として、生産性向上に繋がる取組を実施した企業の事例紹介等を通じて、受注側企業が円滑に事業承継・事業継続を実施するとともに、併せて、生産性向上に向けた取組を実施することにより、自社の経営力強化、経営革新等に繋げるなど、当地域サプライチェーンの維持・強化に向けた取組の普及推進を目的としたイベント（フォーラム等）を実施する。

また、フォーラム等の実施に併せて、事業趣旨を中部管内全域の中小製造業等に対して、広く普及推進を図るため、HP等における動画掲載などを通じた広報事業を一体的に実施する。

1. 事業内容

(1) 中部地域サプライチェーンにおける事業承継を契機とした生産性向上取組の推進に係るイベント（フォーラム等）

- ・ 中部地域サプライチェーンにおける中小企業等（主に製造業）を対象として、事業承継を契機として、生産性向上に向けた取組を実施した企業の事例紹介等を主要内容とするフォーラム等を実施する。
- ・ 対象者：主に中部管内の中小企業等（製造業）
- ・ 実施場所：中部管内1箇所以上

- ・実施回数：1回以上開催
(※中部管内は、愛知県、岐阜県、三重県、石川県、富山県)
- ・フォーラムの実施方法、実施回数、取組事例選定等にあたっては、中部経済産業局と協議すること。
- ・なお、新型コロナウイルス影響拡大等により、フォーラムの開催を中止せざるを得ない場合は、HP等での動画掲載等による開催により代替することも可能とする。

(2) 中部地域サプライチェーンにおける事業承継を契機とした生産性向上取組の推進に係る広報事業

- ・セミナー開催に併せて、開催趣旨である事業承継を契機とした生産性向上に係る取組の推進について、中部管内全体の中小製造業サプライチェーンへの浸透を図るため、HP等における動画掲載などによる広報を一体的に実施する。

- ・中部管内全体に対する広域的な広報とすること。
- ・広報方法、実施時期等については、中部経済産業局と協議すること。

※事業申請書には以下内容等を記載する

- ・(1)、(2)に係る各事業に対して、本事業目的を達成するために必要な内容及びその理由

※その他

- ・事業遂行にあたっては、中部経済産業局担当者と協議し、その指示に従うものとする。

(3) 報告書の作成

- ・事業期間内に実施した事業内容をまとめた報告書を作成する。

2. 事業実施期間

委託契約期間は単年度とし、具体的な契約期間は原則として契約書に定める事業開始日から、2021年3月12日とする。2月末までに支払金額を確定すること。

3. 応募資格

本事業を実施する機関は、次に掲げる要件を満たす法人とする。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 事業承継ネットワーク全国事務局、中部経済産業局等との密接な連携がとれる体制を確保できること。
- ⑤ 事業承継ネットワーク全国事務局、中部経済産業局の指示に速やかに従うことができること。
- ⑥ 中部地域サプライチェーンの中小製造企業等における事業承継、M&A等に関する現況及び課題等に関する情報収集が可能であり、当該課題等に関する知見を有していること。
- ⑦ 中部地域サプライチェーンの中小製造企業等における事業承継、M&A等を契機とした生産性向上に資する取組事例等を把握しており、また、当該企業等との有効なネットワークを有していること。

- ⑧ 別紙1のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑨ 本事業に関する委託契約を野村證券株式会社との間で直接締結ができる機関であること。
- ⑩ 事業承継ネットワーク全国事務局が提示した委託契約書に合意すること。
- ⑪ 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと。
- ⑫ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は氏名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑬ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑭ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること

4. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

採択された機関と野村證券株式会社との間で委託契約を締結する。採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する予定である。ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合がある。

(2) 採択件数：1機関とする。

(3) 予算規模：10,000千円（消費税及び地方消費税込み：10%）を上限とする。

(4) 実績報告書の提出、確定検査の受検

本事業の終了となる、2021年3月12日（金）を必着とし事業実施報告書を作成し、その内容を格納したCD-ROM等の電子媒体1部に事業承継ネットワーク全国事務局に納品すること。

事業承継ネットワーク全国事務局はこれを受けて、原則として現地調査を行い、内容に問題がなければ費用の支払いを行う。支払いは原則として精算払いとする。実施機関の財務状況によっては、関係機関との協議が整い次第、概算払いが行える可能性がある。

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行わない。厳格な経理処理が必要となることを前提として、申請すること。

(5) 事業期間中の報告及び現地調査

事業の進捗状況等について、事業承継ネットワーク全国事務局の指示に基づき、報告すること。また、事業終了後の現地調査とは別に、事業の進捗の確認等を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがある。この際、事業内容の実施状況を確認するため、本事業の関係企業、団体に対しても、事業承継ネットワーク全国事務局が確認を行うことがあることから、関係企業、団体にはその旨の事前了解を得ること。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2020年7月22日（水）

締切日 : 2020年8月12日(水) 17時必着

※締切を過ぎての提出は受け付けない。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もあるため、期限に余裕をもって送付すること。

(2) 応募書類

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに事業承継ネットワーク全国事務局((4) 応募書類の提出先参照)へ郵送すること。併せて、下記①、②、⑥の書類を保存した電子ファイル(PDF)を締切の日の17時まで以下に下記提出先メールアドレスへ送付すること。

また、宛先面に「中部地域サプライチェーンにおける生産性向上に向けた事業承継推進事業に係る事業申請書在中」と朱書きで記入すること。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めること。提出された書類に不備がある場合は、受理しない。

<提出書類と提出部数>

- ① 中部地域サプライチェーンにおける生産性向上に向けた事業承継推進事業申請書(様式1～5)・・・正本1部+写し2部
- ② 暴力団排除に関する誓約書(様式6)・・・1部
- ③ 定款(寄附行為)・・・1部
- ④ 過去2年間の貸借対照表、損益計算書(収支決算書)・・・各3部
- ⑤ パンフレットその他機関の概要が分かる資料・・・3部
- ⑥ その他添付資料・・・3部

提出された事業申請書及び添付書類は返却しない。ただし、機密保持には十分配慮する。なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となる。

事業申請書等の作成費は経費に含まない。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給されない。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送・宅配便等により以下に提出すること。

事業承継ネットワーク 全国事務局

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル

(野村證券株式会社内)

事業承継ネットワーク 全国事務局

担当: 村山、綿谷、矢橋

電話: 0120-567-331

メールアドレス: shoukei-zenkoku-b8269300@jp.nomura.com

6. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、事業承継ネットワーク全国事務局において、外部有識者による第三者審査委員会を設置し、審査基準に基づき、相対的に評価した上で決定する。なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合がある。

(2) 審査基準

提案内容について、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 提出書類の内容が施策の目的、意図と合致しているか。
- ② 応募資格を満たしているか。
- ③ 公序良俗に反する活動を行う等、事業者として不適切な者でないか。
- ④ 中部地域サプライチェーンの中小製造企業等における事業承継、M&A 等に関する現況及び課題等に関する情報収集が可能であり、当該課題等に関する知見を有しているか。
- ⑤ 中部地域サプライチェーンの中小製造企業等における事業承継、M&A 等を契機とした生産性向上に資する取組事例等を把握しており、また、当該企業等との有効なネットワークを有しているか。
- ⑥ 受託事業を適確に遂行するに足る経営基盤、組織、人員、資金及び設備等を有しているか。
- ⑦ 受託事業に係る経理・事務について適確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- ⑧ 事業実施体制・役割分担は適切となっているか。
- ⑨ 事業目的を達成するための、適切な成果目標を設定しているか。
- ⑩ 公募要領記載の内容について、実施計画書に具体的に盛り込まれており、その実現が期待できるか。(実施方法、計画)
- ⑪ 事業目的を達成するための、効果的な提案がなされているか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、事業承継ひろばのホームページで公表するとともに、採択結果について、書面で通知する。

なお、採択、不採択についての問い合わせについては、一切対応しない。

7. 契約について

- ・ 採択された申請者は、野村證券株式会社と委託契約を締結することになる。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、事業承継ネットワーク全国事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。
- ・ 契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となるため、あらかじめ承知すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

- ・ 契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によって、守秘義務を遵守すること。
- ・ 事業期間中は、継続的に事業承継ネットワーク全国事務局へ事業の進捗状況を報告すること。
- ・ 委託事業終了後も、支払額の確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類は受託者において委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存する必要がある。
- ・ 委託事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがある。

8. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりになる。

経費内容	備考
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (人件費対象者は予め届出を行った担当者のみとする)
II. 事業費	
1. 専門家謝金	依頼した専門家に支払う謝金。 ※申請者の謝金規程に準じて経費処理を行うこと ※申請者と雇用関係を有する者が講師となった場合の講師謝金は対象とならない ※委託対象となるセミナー・研修等の講師謝金含む
2. 専門家旅費	依頼した専門家に支払う旅費 ※応募者の旅費規程に準じて経費処理を行うこと
3. 職員旅費	事業を行うために必要な出張に係る旅費 ※応募者の旅費規程に準じて経費処理を行うこと
4. 会場費	本事業を実施する際に必要な会場借料、付帯設備費及び茶菓料（お茶代）等 ※応募者が所有する会議室等で実施する場合は対象とならない
5. 広報費	本事業を実施する際に必要なチラシ、ポスター、パンフレット、ホームページ等を作成するために必要な広報活動に要する経費
6. 消耗品費	本事業を実施する際に必要な文房具等の消耗品の購入に要する経費
7. 通信運搬費	本事業を実施する際に必要な通信及び運搬に要する経費
8. 雑役務費	本事業の業務補助を目的としてアルバイト等を新たに雇い入れに要する経費
9. 借損料	本事業を実施する際に必要な機器等をレンタルする際に要する経費
10. 外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）
11. 印刷製本費	本事業を実施する際に必要なレジュメや書類等の印刷に要する経費
III. 再委託費	発注者との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任する）ために要する経費
IV. 一般管理費	委託事業に必要な経費であり、他の用途と明確に区分できない経費 ※人件費＋事業費の総額の10%以内の額を一般管理費として計上する
V. 消費税及び地方消費税	委託事業に要した経費に課税される消費税 ※人件費・事業費・再委託費及び一般管理費の総額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上する

※対象となる経費の算定は、原則として、申請者の規程等に基づくものであり、かつ、社会的常識の範囲を超えない妥当なものであって、適正に執行されたもの（出勤簿や業務日誌等によりその事実が確認できるものや証憑書類により支出を確認できたものをいう。）を対象とする。

（２）直接経費として計上できない経費

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係のない経費等

9. 問い合わせ先

事業承継ネットワーク 全国事務局
〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル
(野村証券株式会社内)
事業承継ネットワーク 全国事務局
担当：村山、綿谷、矢橋
電 話：0120-567-331
メールアドレス：shoukei-zenkoku-b8269300@jp.nomura.com

※メールでのお問い合わせの際は、件名（題名）を「中部地域サプライチェーンにおける生産性向上に向けた事業承継推進事業」とし、連絡先（電話番号、E-mailアドレス）を記載してください。他の件名（題名）では、お問い合わせに回答できない場合があります。

情報セキュリティに関する事項

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、以下に記載する事項の遵守の方法について、担当職員に提示し了承を得た上で確認書として提出すること。また、契約期間中に、担当職員の要請により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、担当職員と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。
- 2) 受託者は、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係るセキュリティホール対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、本作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、本作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに担当職員に返却すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 7) 受託者は、本事業の遂行において、当省の情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について担当職員と協議し実施すること。
- 8) 受託者は、経済産業省情報セキュリティポリシー（経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成24年9月19日改正）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成24年7月25日改正）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

- 9) 受託者は、経済産業省が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、ウェブサイト構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身が管理責任を有するサーバー等がある場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、既知の脆弱性検査、D o S検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 11) 受託者は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「安全なウェブサイトの作り方(改訂第6版)」(以下「作り方」という。)に基づくこと。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 12) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、原則、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. g o . j p」(以下「政府ドメイン名」という。)を使用すること。なお、政府ドメイン名を使用しない場合には、第三者による悪用等を防止するため、業務完了後、一定期間ドメイン名の使用权を保持すること。
- 13) 受託者は、電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、なりすましの防止策を講ずること。
- 14) 受託者は、本作業を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置を講ずること。